「DV・虐待等被害者に係る「不開示コード」等の設定に関する基本的な対応等について」新旧対照表

改正後	現行
DV・虐待等被害者に係る「不開示コード」等の設定に関する基本的な対	DV・虐待等被害者に係る「不開示コード」等の設定に関する基本的な対応
応等について	等について
令和7年○月○日	
デジタル庁デジタル共通社会機能グループ	
1. 趣旨	(新規)
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	
法律(平成25年法律第27号。)に基づく情報連携の結果生じる情報提供	
等の記録は、同法第23条の規定により、当該情報提供等記録が個人情報	
保護法第 78 条第1項に規定する不開示情報に該当する場合にはその旨	
を記録することとされている。特に DV や虐待等の被害者 (DV や虐待等	
の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」とい	
う。)の避難先の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報につい	
ては人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当し	
得るものであり、マイナポータルの利用者本人及びその代理人は、マイ	
ナポータルにログインすることにより、原則として地方公共団体等の職	
<u>員</u> が関わることなく、利用者本人の情報提供等記録表示機能(やりとり	
履歴)による情報提供等記録や、自己情報表示機能による「わたしの情	

報」を閲覧できることから、DV・虐待等被害者に関する情報提供等記録 等について、遺漏がないよう特段の注意をもって運用がなされる必要が ある。

これを踏まえ、DV・虐待等被害者に関し、情報連携にかかる自治体中間サーバーの不開示コード、不開示該当フラグ、自動応答不可フラグの設定について、その基本的な対応を示す。

オンライン資格確認にかかる医療保険者等中間サーバーにおける対応 については、別途所管府省から示された対応によられたい。

なお、本紙は対応の基本的な考え方を示したものであり、個別のケース においては各地方公共団体の実情に応じて対応することを妨げるもので はない。

# 2. 設定対象者

## ≪ポイント≫

- ○ア及びイの事実を確認の上、ウの「対象者からの申出」により判断。
- ○避難先市町村に住民票を移しているか、住民基本台帳事務における DV 等支援措置(以下「住基 DV 等支援措置」という。)の対象者であ るか否かを問わない。
- ア DV・虐待等被害者であって、
- イ 加害者の下から避難先市町村に避難しており、
- ウ 不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定

# 1. 設定対象者

## ≪ポイント≫

- ○ア及びイの事実を確認の上、ウの「対象者からの申出」により判断。
- ○避難先市町村に住民票を移しているか、住民基本台帳事務における DV 等支援措置(以下「住基 DV 等支援措置」という。)の対象者であ るか否かを問わない。
- ア <u>DV や虐待等の被害者(DV や虐待等の被害を受けるおそれがある者</u>を含む。以下「DV・虐待等被害者」という。)であって、
- イ 加害者の下から避難先市町村に避難しており、
- ウ 不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定

を申し出る者

※ 情報連携における DV・虐待等被害者に対する支援措置の内容を 把握していない者の申出に当たっては、3の「想定されるケース」 等について説明を行うこと。

ただし、ア・イに該当し、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動 応答不可フラグの設定を要することが明らかな場合(あらかじめ把握し ている場合を含む。)には、ウの申出の有無に関わらず設定対象者とする こと。

不開示コード等を設定する対象者については、住基 DV 等支援措置の対象者であるか否かを問わず、例えば、避難先市町村に住民票を移せていないが、当該避難先市町村から、行政サービスの提供を受けている者など、住民票を移していない DV・虐待等被害者を含むものであるが、その中でも、特に住基 DV 等支援措置の対象者については、住所情報を秘匿する必要がある者と考えられるため、確実に設定対象者とすること。

3. 想定されるケースと基本的な対応

≪想定されるケース≫

【ケース①:加害者が自らの情報提供等記録を確認することにより避難先市町村等が判明するケース】

○①-I:避難先市町村が、避難元市町村に居住する加害者に係る情報照会をした場合に、加害者が自らの情報提供等記録を確認した際、当該避難先市町村からの照会記録があることにより当該DV・虐待等被害者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝

現行

を申し出る者

※ 情報連携における DV・虐待等被害者に対する支援措置の内容を 把握していない者の申出に当たっては、2の想定されるケース等 について説明を行うこと。

ただし、ア・イに該当し、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応 答不可フラグの設定を要することが明らかな場合(あらかじめ把握して いる場合を含む。)には、ウの申出の有無に関わらず設定対象者とするこ と。

なお、避難先市町村に住民票を移しているか、住基 DV 等支援措置の対象者であるか否かを問わない。

2. 想定されるケースと基本的な対応

≪想定されるケース≫

【ケース①】

避難先市町村から、避難元市町村に居住する加害者に係る情報照会をした場合に、当該避難先市町村からの照会記録があることにより 当該 DV・虐待等被害者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が 伝わるケース

わるケース

【ケース②:加害者が DV・虐待等被害者の自己情報又は情報提供等 記録を直接確認することにより避難先市町村等が判明するケース】

- ○②- I: DV・虐待等被害者が加害者の所在地に、マイナポータルへのログインにおいて必要となる、マイナンバーカード(個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下同じ。)やスマホ用電子証明書が記録されたスマートフォン(以下「証明書搭載スマホ」という。)を置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者が DV・虐待等被害者の自己情報又は情報提供等記録を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース
- ○②一Ⅲ:DV・虐待等被害者が未成年や成年被後見人であって、加 害者がその法定代理人(父母や成年後見人など)である場合、加 害者が書面により被害者の情報提供等記録の開示請求を行い、 当該記録を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情 報が伝わるケース

# ≪基本的な対応のポイント≫

- ○<u>①</u> <u>I</u> では、加害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。
- ○②-Iでは、マイナンバーカードやスマホ用電子証明書の利用の 一時停止や、代理人設定の解除の依頼が基本。

現行

## 【ケース②】

DV・虐待等被害者が加害者の所在地に<u>マイナンバーカード</u>を置いた まま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定 している場合に、加害者が DV・虐待等被害者の<u>自己情報</u>を直接確認 して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

# ≪基本的な対応のポイント≫

- ○<u>ケース①</u>では、加害者に関する情報照会の都度、不開示コード設 定が必要。
- ○<u>ケース②</u>では、<u>マイナンバーカードの停止等</u>、代理人設定の解除 の依頼が基本。

これら手続き完了までの間、不開示該当フラグ及び自動応答不可フラグの設定<u>、並びに</u>被害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。

○②-IIでは、不開示該当フラグの設定及び被害者に関する情報照 会の都度、不開示コード設定が必要。

個別の事案においては、同時に複数のケースに該当し得ることに留 意し、対応すること。

### 《各ケースの対応の説明》

### ケース①- I:

・DV・虐待等被害者が行う手続により、加害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定することにより、加害者がマイナポータルで自らの情報提供等記録を閲覧し、DV・虐待等被害者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報を得ることを防止する。

# ケース②-I:

・加害者の所在地にマイナンバーカード<u>や証明書搭載スマホ</u>を置いたまま避難している場合には、DV・虐待等被害者に対し<u>、マイナンバーカードコールセンターにマイナンバーカード、スマホ用電子証明書の利用の一時</u>停止の連絡<u>を行う</u>ほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やマイナンバーカードの再交付<u>、スマホ用電子証明書を別のスマートフォンで再発行を行うよう説明</u>。

### 現行

これら手続き完了までの間、不開示該当フラグ及び自動応答不可フラグの設定及び被害者に関する情報照会の都度、不開示コード設定が必要。

### ケース(Î):

・DV・虐待等被害者が行う手続により、加害者に関する情報照会を行う 都度、不開示コードを設定。

## ケース②:

・加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難している場合には、DV・虐待等被害者に対し<u>当該カードの停止</u>の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やマイナンバーカードの再交付を行うよう説明。

現行

なお、マイナンバーカードを失効させた場合には、カードに記録されている個人番号カード用利用者証明用電子証明書だけでなく、スマホ用電子証明書も併せて失効する。これに対し、マイナンバーカード、スマホ用電子証明書の利用の一時停止については、それぞれに対する措置となるため、被害者の状況(サービスの利用状況やスマホの携行状況)に応じて対応されたい(下表参照)。

<u>ケース</u>	<u>対応</u>
マイナンバーカードを置いたま	以下のいずれか対応
ま避難した場合	<ul><li>マイナンバーカードの利用の</li></ul>
	一時停止の連絡
	· <u>マイナンバーカードの失効</u>
	※ 必要に応じて再交付手続等
	の説明
証明書搭載スマホを置いたまま	<u>以下のいずれか対応</u>
避難した場合	・ スマホ用電子証明書の利用
	の一時停止の連絡
	・ スマホ用電子証明書の失効
	※ 必要に応じて再交付手続等
	の説明

- ※ 両方のケースに該当する場合は、状況に応じてマイナンバーカード 及び証明書搭載スマホのそれぞれの対応をとること。
  - ・マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、DV・

・マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合には、DV・

虐待等被害者自身が<u>、マイナポータルにログインの上、</u>当該代理人 設定の解除を行うよう説明。

- ・これらの手続(以下「カード<u>利用停止等手続</u>」という。)が完了する までの間、以下の対応を取ること。
  - -【情報提供者として】当該 DV・虐待等被害者の団体内統合宛名単位(個人単位)で不開示フラグ及び自動応答不可フラグを設定。
  - -<u>【情報照会者として】</u>DW・虐待等被害者が行う手続により、被害者に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。
- ・カード<u>利用停止等手続</u>が完了したことを確認できた際には、当該フラグを解除。
- ※ なお、併せて、生活の本拠が避難先にある場合は、住民票を避 難先市町村に移していただくことが原則であること、また、避難 先に住民票がある場合に、避難先市町村に住基 DV 等支援措置を 申し出て対象者となれば、申出の相手となる者からの住民票の写 し等の請求があっても、これを制限する(拒否する)措置が講じ られることを説明。

### ケース②ー**I**:

加害者の法定代理人としての代理権が消滅する(加害者が後見人で なくなるなど)等により、加害者が法定代理人として開示請求を行う 懸念が解消されるまでの間、以下の対応を取ること。

-【情報提供者として】当該 DV・虐待等被害者の団体内統合宛名単位

#### 現行

虐待等被害者から当該代理人設定の解除を行うよう説明。

- ・ただし、これらの手続(以下「<u>カード停止等手続</u>」という。)が完了 するまでの間、
- 当該 DW・虐待等被害者の団体内統合宛名単位(個人単位)で不開 示フラグ及び自動応答不可フラグを設定するとともに、
- -DV・虐待等被害者が行う手続により、被害者に関する情報照会を 行う都度、不開示コードを設定。
- ・<u>カード停止等手続</u>が完了したことを確認できた際には当該フラグを 解除。
- ※ なお、併せて、生活の本拠が避難先にある場合は、住民票を避難 先市町村に移していただくことが原則であること、また、避難先に 住民票がある場合に、避難先市町村に住基 DV 等支援措置を申し出 て対象者となれば、加害者からの住民票の写し等の請求があって も、これを制限する(拒否する)措置が講じられることを説明。

(新規)

改正後	現行
(個人単位)で不開示フラグを設定。	
-【情報照会者として】DV・虐待等被害者が行う手続により、被害者	
に関する情報照会を行う都度、不開示コードを設定。	
<u>4</u> . 各機関において <u>実施すること</u>	<u>3</u> . 各機関において実施することが <u>望ましいこと</u>
<b>《ポイント》</b>	《ポイント》
め、上記内容の周知徹底。	め、上記内容の周知徹底。
○設定対象者の情報共有の手段、ルート等について検討し <u>、設定対象</u>	○設定対象者の情報共有の手段、ルート等について検討。
者に係る情報が各情報連携事務所管課に対して確実に共有される	į
よう対応すること。	
○機関内において、具体的事例について共有を図ること。	○機関内において、具体的事例について共有を図ること。
<del></del>	<del></del>
・全ての情報連携事務所管課において、設定対象者を覚知し得る旨及	・全ての情報連携事務所管課において、設定対象者を覚知し得る旨及
び上記内容について周知を徹底する。	び上記内容について周知を徹底する。
・設定対象者に係る情報の共有の手段、ルート等について検討し、設	・設定対象者に係る情報の共有の手段、ルート等について検討してお
定対象者に係る情報が各情報連携事務所管課に対して確実に共有	<u>くこと。</u>
され、もれなく不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可	
フラグが設定されるよう対応すること。この措置は、加害者のマイ	
ナポータルからの秘匿の観点からも、DV・虐待等被害者自身のマイ	
ナンバーカードの取得や、マイナンバーの変更の有無に関わらず必	
要であること。	
また、可能な限り、情報照会の都度、設定対象者であることがシ	また、可能な限り、情報照会の都度、設定対象者であることがシス

改正後	現行
ステム等により確認できる措置を検討することが望ましい。	テム等により確認できる措置を検討することが望ましい。
・窓口ごとに判断にばらつきが生じないよう、機関内における具体的	・窓口ごとに判断にばらつきが生じないよう、機関内における具体的
事例について共有を図ること。	事例について共有を図ること。
・情報連携を行った後に設定対象者に該当することが判明した場合	<ul><li>情報連携を行った後に設定対象者に該当することが判明した場合で、</li></ul>
で、加害者が情報提供等記録を確認することで設定対象者の避難先	加害者が情報提供等記録を確認することで設定対象者の避難先の都
の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるとき(ケース①に相当す	道府県又は市町村に係る情報が伝わるとき(ケース①に相当すると
るとき)は、速やかに当該情報提供等記録を不開示とする旨の追記	き)は、速やかに当該情報提供等記録を不開示とする旨の追記を行
を行うこと。	うこと。
_(参考)_	(新規)
● スマホ用電子証明書搭載サービスについて	
https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-	
certification	
● マイナポータル、代理設定、スマホ用電子証明書に関する FAQ	
https://faq.myna.go.jp/?site_domain=default	
● マイナンバーカードに関する FAQ	
https://www.kojinbango-card.go.jp/faq/	